

平成 22 年 6 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹  
(コード番号 : 8303 東証第一部)

## 弊行に対する行政処分について

弊行は本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下、「早期健全化法」)第 20 条第 2 項および銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を受けました。

弊行は、平成 21 年 3 月期決算の収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことから、平成 21 年 7 月に金融庁より業務改善命令を受け、業務再構築に向けた諸施策の実施等に取り組んでまいりました。しかしながら、平成 22 年 3 月期決算において、国内不動産関連投融资や海外アセットバック投資を中心とした過去に投資したリスク資産の処理などを実施した結果、単体当期純損失が 476 億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、今般、業務改善命令が発せられることとなりました。

### 記

#### 1. 命令の内容

- (1) 早期健全化法第 20 条第 2 項および銀行法第 26 条第 1 項に基づく平成 21 年 7 月 28 日付けの業務改善命令に基づき提出された業務改善計画を見直し、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 22 年 7 月 30 日までに提出すること。上記の業務改善計画の策定にあたっては、下記の処分の理由を踏まえ、リスク管理の強化等とともに、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性ある具体的改善策を盛り込むこと。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 22 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

#### 2. 処分の理由

平成 21 年 3 月期において早期健全化法第 20 条第 2 項および銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令を平成 21 年 7 月 28 日に受けたところであるが、経営健全化計画に係る平成 22 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られない状況となった。特にその主因となった、不動産関連投融资等に係る多額の損失については、リスク管理に改善すべき点があったものと認められる。このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる。

弊行としまして、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、新たな業務改善計画を策定の上、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

以 上